

北上市職員の地域手当規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

北上市職員の地域手当規則の一部を改正する規則（令和7年北上市規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 令和6年改正条例附則第9項後段の規則で定める級地は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>7パーセント級地</u> 仙台市に属する地域</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 令和6年改正条例附則第9項後段の規則で定める級地は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>8パーセント級地</u> 仙台市に属する地域</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。